

3 取組計画

「学校配置の見直し」における取組の影響を考慮しながら、区内全中学校での学校選択制の導入を目指します。

表1 就学制度の改善に関する取組計画の概要

		西側エリア	東側エリア
対象校	小学校	北鶴橋小、御幸森小、鶴橋小、東桃谷小、勝山小、林寺小、生野小、田島小、舍利寺小、生野南小、西生野小	中川小、東中川小、小路小、東小路小、巽小、北巽小、巽南小、巽東小
	中学校	勝山中、生野中、田島中、鶴橋中	大池中、新生野中、東生野中、新巽中、巽中
平成27年度		—	(1) 中学校における学校選択制の導入 (特定地域選択制)
		(2) 中学校における指定校変更基準の拡大(部活動) (3) 小学校における指定校変更基準の拡大(通学距離の短さ)	
平成31年度 (見込み)		区内全中学校における学校選択制の導入	

用語注釈

- *1 「指定校変更」
「指定外就学」が、制度改正により平成26年4月1日から「指定校変更」となりました。
- *2 「受入可能人数」
学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定し公表します。
- *3 「通学区域校」
規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。
- *4 「400m算定の考え方」
低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度80m(毎分)の2/3程度と想定し、通学に概ね10分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね400mと規定。